

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (1)

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了※1台数)			備 考	
		年 月	月計 (台)	累計 (台)		
奈良県生駒郡安堵町大字窪田 634 番 5 並びに 734 番 2 及び 1139 番 1	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成 29 年 4 月	2	4	・平成 29 年 2 月 15 日処理開始	
		平成 29 年 5 月	1	5		
		平成 29 年 6 月	2	7		

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 29 年 2 月 27 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.0000033	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000058	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m ³	平成 29 年 2 月 27 日 ~28 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.00010	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.016	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気 of 暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気 of 環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県甲賀市水口町笹が丘 1 番 8	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 4 月	4	7	・平成 29 年 1 月 25 日処理開始
		平成 29 年 5 月	1	8	
		平成 29 年 6 月	4	12	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 2 月 23 日	0.0000028	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000090	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 29 年 1 月 31 日 ～2月1日	平成 29 年 2 月 23 日	0.000061	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.018	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ ¹ 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府堺市北区北長尾町八丁274番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月22日処理開始
		平成29年 5月	1	2	
		平成29年 6月	0	2	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※ ²
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※ ³
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※ ⁴
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※ ⁵

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
福井県三方郡美浜町新庄 157号上関屋1番、158号 三反田6番、14番、24番 1、35番、43番及び44番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 6月	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月29日処理開始 ・平成29年6月28日処理完了 	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（6）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
長野県木曾郡南木曾町読書 3066 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 5月	1	1	・平成29年4月27日処理開始
		平成29年 6月	1	2	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準